

旧細川刑部邸及び熊本城本丸御殿復旧整備事業に伴う

展示基本設計業務委託審査等に関する実施要領

旧細川刑部邸及び熊本城本丸御殿復旧整備事業に伴う展示基本設計業務委託にかかる候補者の審査及び選定に関する実施要領を次のとおり定める。

1 審査方法

- (1) 旧細川刑部邸及び熊本城本丸御殿復旧整備事業に伴う展示基本設計業務委託にかかる候補者選定審査会（以下「審査会」という。）において、審査を行う。
- (2) 審査方法は、審査員が提案書等及びヒアリングをもとに審査を行い、本業務の実施に最も適した事業者を選定する「公募型プロポーザル方式」により行う。
- (3) 審査会の構成員は次表のとおりとする。ただし、業務上の都合等により委員の出席が困難であると認められる場合は、会長は当該委員が所属する部・課の別の職員を委員として指名することができるものとする。

会長	文化市民局熊本城総合事務所 所長
委員	文化市民局熊本城総合事務所 総務管理課 課長
委員	文化市民局熊本城総合事務所 復旧整備課 課長
委員	文化市民局熊本城総合事務所 熊本城調査研究センター 所長
委員	文化市民局文化創造部 文化財課 課長
委員	経済観光局観光交流部 観光政策課 課長

2 審査及び選定の基準

- (1) 提案書等受付時に熊本城調査研究センター（以下「事務局」という。）にて提示金額が提案上限額以内であるかを確認する。提示金額が提案上限額を超えている場合には、その提案書は審査対象から除外する。
- (2) 各審査員は提案書等の記載内容を確認する。
- (3) 審査会にて提案者に対するヒアリングを実施する。
- (4) 各審査員は、「別紙1 提案内容の評価基準書」に示した項目ごとに評価する。
- (5) 事務局は、(4)をもとに審査員ごとの各提案者の評価点数（合計）を算出する。
- (6) 事務局は、(5)をもとに各提案者の総得点を計算する。
- (7) 審査の結果、総得点の最も高い提案者（以下「最高得点者」という。）を契約候補

者、次点の提案者を契約次点候補者として選定する。

- (8) 最高得点者が複数ある場合は、各審査員の最高評価点（合計）を取った数が最も多い者を契約候補者とする。なお、最高評価点（合計）を取った数も同数の場合は、審査員の協議により選定する。
- (9) いずれの提案も各審査員の評価点数（合計）の総計100点満点のうち半数未満の場合には、要求する水準に満たないものとして候補者の選定に至らないものとする。
- (10) 提案者が1者の場合は、各審査員の評価点数（合計）の総計が半数以上であれば、候補者として選定するものとする。